８高学文第166号
令和８年11月10日

各都道府県
　私立高校生等奨学給付金担当課長　殿

山形県総務部高等教育政策・学事文書課長

山形県「奨学のための給付金」に係る周知について（依頼）

本県の私学振興に関し、日頃より御理解をいただき感謝申し上げます。

さて、本県では、奨学のための給付金の受給申請を、下記のとおり延長することといたしました。

つきましては、貴課所管の高等学校等就学支援金対象校に対し、別紙通知を案内いただきますようお願いいたします。

記

１　申請期限（当日消印有効）

（１）通常分

当　初　令和８年９月30日（水）まで（当日消印有効）

延長後　令和８年12月15日（火）まで（当日消印有効）

（２）家計急変分

７月１日までに家計急変した世帯　　令和８年９月30日（水）まで

７月２日以降家計急変した世帯　　令和９年１月31日（日）まで

２　山形県ホームページ

https://www.pref.yamagata.jp/020023/bunkyo/kyoiku/shingakushien/siritsushougaku2.html

【担当】
山形県総務部高等教育政策・学事文書課
私学宗務担当　加藤、白旗、鈴木
TEL：023-630-2191　FAX：023-630-2546